

「浦和社友会掲示」の写真データの取扱いについての会社回答は…

大宮支社「問題ない

そんなわけないだろ！

4月21日に開催された申4号「企業ガバナンス崩壊！健全で風通しの良い職場風土の構築を求める緊急申し入れ」交渉において、『浦和社友会』掲示に使用されている執務スペースの写真データの利用を巡り議論がされました。その中で『データが社友会へどのように提供されたのか』について、大宮支社は「調査を行ったのち後日回答する」と答え、交渉から3週間が経ち、ようやく回答がされましたが…

会社：社友会に所属している社員より「社友会の声が元で備品が設置されたという掲示を作りたい。写真があると情報にしやすい」と管理者へ相談があった。管理者は「だったらちょうど良い画像がある」と社友会所属の社員へ伝え、会社のPCから社員個人のメールアドレスへ送信したので問題ない。
会社データを個人に送信するのも、情報セキュリティ上問題ない。個人のデータを会社PCへ送る方がウィルス感染の危険性がある。

- 社友会（自主的な組織）の活動について、なぜ上司へ相談する必要があるのでしょうか？
- なぜ会社が社友会（自主的な組織）の活動を支援するのでしょうか？
- なぜ自主的な組織へ会社資料を流出する事が問題ないのでしょうか？

（会社業務の秘密を守る義務）就業規則第15条

社員は、在職中はもとより退職した後も、自己の所管であると否と問わず、会社の業務に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

社友会に所属する社員もですが、本当に管理者の行動は問題ないですか？

また、一般企業では誤って個人の情報端末へ情報を転送しないため、会社がPCやスマートフォンを貸与し、情報漏洩の対策を行なっています。それほど情報セキュリティは重要であり、細心の注意を払うべきではないのでしょうか？

『業務』と『活動』の区別もつかず、規則もモラルを逸脱！
一体何を以て『問題ない』のか、明確な根拠を示すべきだ！